

屋内消火栓設備設置基準 (抜粋)

設置基準			一 般			地階・無窓階・4階以上の階			指定可燃物
			1	2	3	木造等	耐火造 又は 簡耐+ 内装制限	耐火造+ 内装制限	
			木造等	耐火造 又は 簡耐+ 内装制限	耐火造+ 内装制限				
防火 対象物区分(令別表第一)	1	イ 劇場等 ロ 公会堂等	延べ面積 500㎡ 以上	延べ面積 1000㎡ 以上	延べ面積 1500㎡ 以上	床面積 100㎡ 以上	床面積 200㎡ 以上	床面積 300㎡ 以上	指定可燃物 (可燃性液体類に係るものを除く) の七百五十倍以上の数量を貯蔵し、又は取り扱うもの
	2	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等 ロ 遊技場、ダンスホール ハ 性風俗営業店舗等 ニ カラオケボックス等	700	1400	2100	150	300	450	
	3	イ 料理店等 ロ 飲食店等	700	1400	2100	150	300	450	
	4	百貨店、マーケット、 店舗等	700	1400	2100	150	300	450	
	5	イ ホテル等 ロ 共同住宅等	700	1400	2100	150	300	450	
	6	イ 病院、診療所、助産所 ロ 自力避難困難者入所福祉施設等 ハ 老人福祉施設、児童養護施設等 ニ 幼稚園、特別支援学校	700 700 700 700	1400 1000 1400 1400	2100 1000 2100 2100	150	300	450	
	7	学 校 等	700	1400	2100	150	300	450	
	8	図 書 館 等	700	1400	2100	150	300	450	
	9	イ 蒸気浴場等 ロ 公衆浴場等	700	1400	2100	150	300	450	
	10	停 車 場 等	700	1400	2100	150	300	450	
	11	神 社 等	1000	2000	3000	200	400	600	
	12	イ 工場等 ロ 映画スタジオ等	700	1400	2100	150	300	450	
	13	イ 駐 車 場 等 ロ 格 納 庫 等							
	14	倉 庫 等	700	1400	2100	150	300	450	
	15	事 業 所 等	1000	2000	3000	200	400	600	
	16	イ 特定複合建物 ロ その他の複合建物	(令第9条)	(令第9条)	(令第9条)	(令第9条)	(令第9条)	(令第9条)	
	16の2	地 下 街	150	300	450				
	16の3	準 地 下 街							
17	文 化 財 等								
18	延長50m以上のアーケード								

特定防火対象物

屋内消火栓設備設置基準 (令第11条・規則第12条)

■1号消火栓・易操作性1号消火栓・広範囲型2号消火栓・2号消火栓技術基準対照表

項目	区分	1号消火栓	易操作性1号消火栓	広範囲型2号消火栓	2号消火栓
防火対象物の区分	a.工場又は作業場	同左	同左	左欄（1号消火栓）のaからcまで以外の防火対象物	同左
	b.倉庫				
c.指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く）を貯蔵し、又は取り扱うもの					
d.a～c以外の防火対象物					
消火栓箱	水平距離	25m以下	同左	同左	15m以下
	放水圧力	0.17MPa～0.7MPa	同左	同左	0.25MPa～0.7MPa
	放水量	1分間に130L以上	同左	1分間に80L以上	1分間に60L以上
	ノズルの機能	規定なし	容易に開閉できる装置付	同左	同左
	ホース接続口から、当該範囲内に有効に放水できる長さ	30m以下 +放水距離7m	同左	同左	20m以下 +放水距離10m
	開閉弁の高さ	1.5m以下	同左	同左	同左
	起動用押しボタン等	消火栓箱に起動用押しボタンが必要。ただし、停止操作はポンプ制御盤でのみ実施できること。	停止方法については左に同じ	同左	同左
	ホースの収納方式	規定なし	延長及び格納の操作が容易にできること	同左	同左
	位置表示灯・始動表示灯	必要	同左	同左	同左
	消火栓箱の表示	「消火栓」	同左	同左	同左
ポンプ等	吐出能力	150L/分×消火栓設備個数 (最大2)	同左	90L/分×消火栓設備個数 (最大2)	70L/分×消火栓設備個数 (最大2)
	ポンプ起動方式	ポンプ直近の制御盤で起動及び停止操作ができ、かつ、消火栓箱からの遠隔操作でも起動できること。	ポンプ直近の制御盤で起動及び停止操作ができ、かつ、開閉弁の開放又は消防用ホースの延長操作等と連動して起動できること。	同左	同左
	揚程（圧力）の計算式	計算式中、定数部分（基本圧力等）は、0.17MPa又は17mである。	同左	同左	計算式中、定数部分（基本圧力等）は、0.25MPa又は25mである。
配管	立上り管材質及び管継手	呼称50mm以上 JIS G 3442等に定めるもの。	同左	呼称40mm以上 同左	呼称32mm以上 同左
	水源水量	2.6m ³ ×消火栓設置個数 (最大2)	同左	1.6m ³ ×消火栓設置個数 (最大2)	1.2m ³ ×消火栓設置個数 (最大2)
非常電源	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積1,000以上のものを除く） 自家発電設備 蓄電池設備	同左	同左	同左	同左

防火対象物又はその部分に、スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備二酸化炭素設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備を設けた有効範囲内の部分は設置免除（屋外消火栓・動力消防ポンプにあっては1階及び2階のみ）できる。